

改正の概要

(1) 高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱

○貸付利率の変更 (第7条)

第7条第3項において、各資金の貸付利率を年1.7パーセント以内から年1.5パーセント以内に変更する。

○末端の貸付利率の変更 (第11条)

第11条において、貸付利率の変更に伴い末端の貸付利率を年1.1パーセント以内から年0.9パーセント以内に変更する。